

岩手県地震・津波被害想定調査業務提案書作成要領

この「岩手県地震・津波被害想定調査業務提案書作成要領」（以下、「作成要領」という。）は、岩手県が実施する「岩手県地震・津波被害想定調査業務」（以下、「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）が、業務提案書を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、「資料 1 岩手県地震・津波被害想定調査業務事業者選定プロポーザル実施要領」及び「資料 2 岩手県地震・津波被害想定調査業務仕様書」を確認の上、本作成要領により必要な書類を作成し、提出するものとする。

1 業務提案書

参加者は、「資料 1 岩手県地震・津波被害想定調査業務事業者選定プロポーザル実施要領」及び「資料 2 岩手県地震・津波被害想定調査業務仕様書」の趣旨等を踏まえ、次に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① （様式 3）業務提案書表紙
- ② （様式 4）会社概要（1 者につき 1 枚）
- ③ （様式 5）業務実績（1 者につき 1 枚）
- ④ （様式 6）業務実施体制
- ⑤ （様式 7）管理責任者の経歴・業務実績
- ⑥ （様式 8）実務担当者の経歴・業務実績
- ⑦ （様式任意）技術提案（全体で 20 ページ以内）
- ⑧ （様式 9）見積書
- ⑨ （様式任意）積算内訳書

(2) 業務提案書の記載内容及び留意事項

- ① （様式 3）業務提案書表紙
 - 代表者印を押印の上、業務提案書の表紙として提出すること。
- ② （様式 4）会社概要
 - 業務提案書提出日現在の実態について、様式に記載されている事項に漏れないように記入すること。
 - 「受託した場合の営業拠点」の従業員数については、派遣労働者及び短時間労働者等の非常勤従業員を除いた対応部署従業員数を記載すること。
- ③ （様式 5）業務実績
 - 過去 10 年以内に国又は都道府県の「地震・津波被害想定調査業務」を受注した実績を記載すること（1 者につき 5 業務以内）。
- ④ （様式 6）業務実施体制
 - 本業務を実施するための体制図を記載すること。
また、配置予定技術者については、担当業務等を記載すること。
 - 「⑤（様式 7）管理責任者の経歴・業務実績」に記載する管理責任者を必ず含めること。
 - 様式を参考として、貴社の実施体制の実情に沿ったものを作成すること。
- ⑤ （様式 7）管理責任者の経歴・業務実績
 - 本業務を実施するため配置を予定する管理責任者について、所有資格、業

務実績、経歴等を記載すること。

- 業務実績は、「③（様式5）業務実績」に該当するものを記載すること。
- 配置予定者は原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のおよむを得ない理由による場合は、同等以上の者と変更を行うこととする。
なお、変更については、岩手県の実情を把握しなければならない。

⑥（様式8）実務担当者の経歴・業務実績

- 本業務を実施するため配置を予定する実務担当者について、所有資格、業務実績、経歴等を記載すること。
- 業務実績は、「③（様式5）業務実績」に該当するものを記載すること。
- 配置予定者は原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のおよむを得ない理由による場合は、同等以上の者と変更を行うこととする。
なお、変更については、岩手県の実情を把握しなければならない。

⑦（任意様式）技術提案

- 次の点について留意して作成すること。
なお、本提案は、そのまま実現されるものではないこと。

ア 調査業務実施計画

業務全体についての事業計画を記載すること。また、当該業務を実施するに当たって工程及び作業手順、基本的な取組方針や着眼点等について記載すること。

イ データ／資料の収集整理

被害想定調査に必要な基礎資料とその収集整理方法について記載すること。

ウ 被害想定

- (ア) 物的被害の想定…物的被害の算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。
- (イ) 人的被害の想定…人的被害の算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。
- (ウ) 社会基盤施設等被害の想定…社会基盤施設等における被害の算定方法、手法及びアウトプット等について記載すること。

⑧（様式9）見積書

- 本業務に係る参考見積書を提出すること。
なお、記載する金額は税抜（見積もった金額の110分の100）とする。
また、見積書には積算内訳書を添付すること。

(3) 仕様・提出部数

- 業務提案書のサイズはA4判縦とし、10部提出すること。
- 図面等を使用する場合はA3判横も可とするが、A4判に三つ折りし、業務提案書に綴り込むこと。

2 その他留意事項

- (1) 提出する業務提案は、参加者1者につき1提案とする。
- (2) 提案書提出後の書き換え、引き換え、撤回、再提出は認められない。
- (3) 提案書等の作成・提出に係る費用は、選定結果に関わらず参加者の負担とする。
また、提出された提案書等は返却しない。